

民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員である。制度発足当時は、行政の補助機関として主に生活保護世帯への相談、支援が任務とされてきた。現在は、在宅高齢者の生活支援、児童の健全育成、子育て支援、障がい者の生活自立支援など活動範囲は幅広く、地域における重要な役割を担っている。近年は、福祉分野のみならず、災害対策、消費者保護、交通事故防止等にも活躍が期待されており、民生委員・児童委員は地域に欠かせない存在となっている。

令和4年度末における全国の充足率は94.5%であり、担い手の確保が課題となっている。しかし、行政機関からの様々な協力要請により活動範囲が拡大し負担感も増大しており、さらには、60歳以上の民生委員が8割を占め、高齢化による活動への影響も懸念され、令和7年12月の一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の負担軽減が急務である。

また、民生委員・児童委員の活動費は、自治体ごとに支給されているが、昨今の燃料費高騰や物価高を踏まえると、活動の継続、担い手の確保の観点からも増額が求められる。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 民生委員・児童委員の役割、求められる活動内容を明確化すること。
- 2 民生委員・児童委員の活動費の増額に向けて、地方交付税の算定基礎額を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月9日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 様